平成 18 年 6 月 19 日 佐野市規則第 5 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市男女共同参画推進条例(平成18年佐野市条例 第34号。以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、佐野市 男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議 長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

- 第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席 を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 2 審議会は、男女共同参画に関する資料を所持する者に対し、調査審議に 必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当 する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
  - (1) 会議の内容が佐野市情報公開条例(平成17年佐野市条例第8号) 第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(公印)

- 第6条 審議会の公印(以下「公印」という。)の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第1のとおりとする。
- 2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。
- 3 公印の保管及び取扱いは、男女共同参画課長が行う。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、 第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 別表第1(第6条関係)

公印名	ひな形 番号	書体	寸法(ミリ メートル)	個数	使用範囲
佐野市男女共同参	1	てん書	方 2 1	1	審議会名をもっ
画審議会之印					て発する文書
佐野市男女共同参	2	てん書	方 2 1	1	会長名をもって
画審議会長之印					発する文書

## 別表第2(第6条関係)

1

2

佐野市男女共同参画審議会之印

佐野市男女共同参画審議会長之印